資料－５

# 気候変動を考慮した北上川水系河川整備計画（大臣管理区間）への変更に向けた基本的な考え方について

令和7年12月1日
国土交通省 東北地方整備局

１．北上川水系の河川整備における現状と課題

◆北上川水系の現状と課題

（１）主な災害と治水対策

（２）治水の現状と課題

（３）渇水の発生状況

（４）河川・ダムの維持管理

◆社会経済情勢等の変化

（５）流域治水の推進

（６）生物の生息・生育・繁殖の場としてふさわしい河川整備

（７）流域総合水管理への展開

２．気候変動を踏まえた北上川水系河川整備計画（大臣管理区間）への変更に向けた基本的な考え方について

# １．北上川水系の河川整備における現状と課題

## 北上川水系の主な災害と治水対策

M43.8～9 洪水（前線）
M44　●下流部治水計画（当初計画）
　計画高水5,570m³/sとし柳津地先で旧北上川へ840m³/s分派
T10　●江合川・鳴瀬川基本計画
S 9　●新北上川開削工事完成
S16　●上流部治水計画（当初計画）
　狐禅寺地点 7,700m³/sの内、五大ダムの調節により計画高水 5,600m³/s
S22. 9　洪水（カスリン台風）狐禅寺 約8,600m³/s（実績）
S23. 9　洪水（アイオン台風）狐禅寺 約7,500m³/s（実績）
S24　●治水計画（一次改定）五大ダム、舞川遊水地
　明治橋 2,100m³/s、狐禅寺 6,300m³/s、石巻3,000m³/s
S28. 2　●北上特定地域総合開発計画（KVA）
S28　●治水計画（二次改定）五大ダム、舞川遊水地、鳴子ダム
　明治橋 3,000m³/s、狐禅寺 6,300m³/s、石巻2,000m³/s
S28　●石淵ダム竣工　FAP
S29　●田瀬ダム竣工　FAP
S32　●鳴子ダム竣工　FAP
S32　●新江合川放水路事業完成
S39　●湯田ダム竣工　FAP
S40　●工事実施基本計画（策定）S28年計画踏襲
S43　●四十四田ダム竣工　FP
S48. 3　●工事実施基本計画（第1回改定：北上川本川関連）
　五大ダム、一関遊水地、新規ダム
　明治橋 1/150　明治橋 3,700m³/s
　狐禅寺 1/100　狐禅寺 8,500m³/s（基本高水のピーク流量 13,000m³/s）
S55.3　●工事実施基本計画（第2回改定：旧北上川関連）
　鳴子ダム、新江合川（分派量 800m³/s）
　和　渕 1/150　和　渕2,500m³/s（基本高水のピーク流量 4,100m³/s）
S55　●一関遊水地着工
S56　●御所ダム竣工　FNWP
S56. 8　洪水（台風第15号）狐禅寺 約4,750m³/s（実績）
S58　●胆沢ダム着工　FNAWP
S63. 3　●工事実施基本計画（第3回改定）計画高水位等の部分改定
H 6. 6　●工事実施基本計画（第4回改定）ダム名等の部分改定
H10. 8　洪水（前線＋台風第4号）狐禅寺 約3,950m³/s（実績）
H14. 7　洪水（前線＋台風第6号）狐禅寺 約4,430m³/s（実績）
H18.11　●河川整備基本方針（策定）
　明治橋 1/150　明治橋 3,100m³/s（基本高水のピーク流量 6,200m³/s）
　狐禅寺 1/150　狐禅寺 8,500m³/s（基本高水のピーク流量13,600m³/s）
　和　渕 1/150　和　渕 2,500m³/s（基本高水のピーク流量 4,100m³/s）
H19. 9　洪水（前線）狐禅寺4,050m³/s（実績）
H20. 6　岩手・宮城内陸地震
H23. 3　東北地方太平洋沖地震
　津波により河口部に位置する石巻市では甚大な被害
　津波や地震による液状化等により河川管理施設にも多くの被害
H24.11　●河川整備基本方針（変更）
　河口部の津波・高潮対策について見直し
　広域的な地盤沈下に対応した計画高水位の補正
H24.11　●河川整備計画（策定）
　基本方針変更を踏まえ河口部の津波・高潮対策等を位置づけ
H25.11　●胆沢ダム竣工
H25. 8　洪水（大気不安定）狐禅寺2,460m³/s（実績）
H25. 9　洪水（前線＋台風第18号）狐禅寺2,510m³/s（実績）
H27. 9　洪水（関東・東北豪雨）和渕　1,350m³/s（実績）
H30. 6　●河川整備計画（変更）
　既設ダムの有効活用による上流域の安全度向上
　ダム放流の制約となる下流ボトルネック箇所への対応
　気候変動等を踏まえた危機管理対応の充実
R 6. 8　洪水（線状降水帯）明治橋　659m³/s（実績）

○ 北上川水系では、昭和40年に工事実施基本計画を策定し、その後、平成18年に基本高水のピーク流量を北上川明治橋地点6,200m³/s、北上川狐禅寺地点13,600m³/s、旧北上川和渕地点4,100m³/sとする河川整備基本方針を策定。
○ 平成以降、狐禅寺地点で戦後第3位の水位を記録した平成14年7月洪水、明治橋上流で戦後最大の流域平均2日雨量を記録した平成19年9月洪水、平成27年9月洪水などで被害が発生している。

## 主な洪水被害

### 明治43年9月（前線）




死者5人、住宅被害8,112戸
（浸水、全半壊などを含む）

### 昭和22年9月（カスリン台風）




死者・行方不明者242人、
流出2,065戸、全半壊5,330戸
床上床下浸水67,572戸

### 昭和23年9月（アイオン台風）




死者・行方不明者753人、
流出1,440戸、全半壊2,678戸
床上床下浸水62,583戸

### 昭和56年8月（台風第15号）




死者5人、全半壊34戸、
床上浸水1,507戸、床下浸水1,534戸

### 平成10年8月（前線+台風第4号）




全半壊3戸、床上浸水378戸、床下浸水689戸

### 平成14年7月（前線+台風第6号）



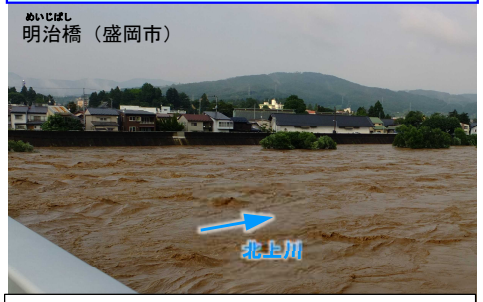

死者3人、全半壊13戸、床上浸水1,256戸、床下浸水2,176戸

### 平成19年9月（前線）




死者2人、床上浸水241戸、床下浸水492戸

### 平成25年8月（大気不安定）




全半壊11戸、床上浸水293戸、床下浸水1,218戸

### 平成25年9月（前線＋台風第18号）




全半壊74戸、床上浸水55戸、床下浸水103戸

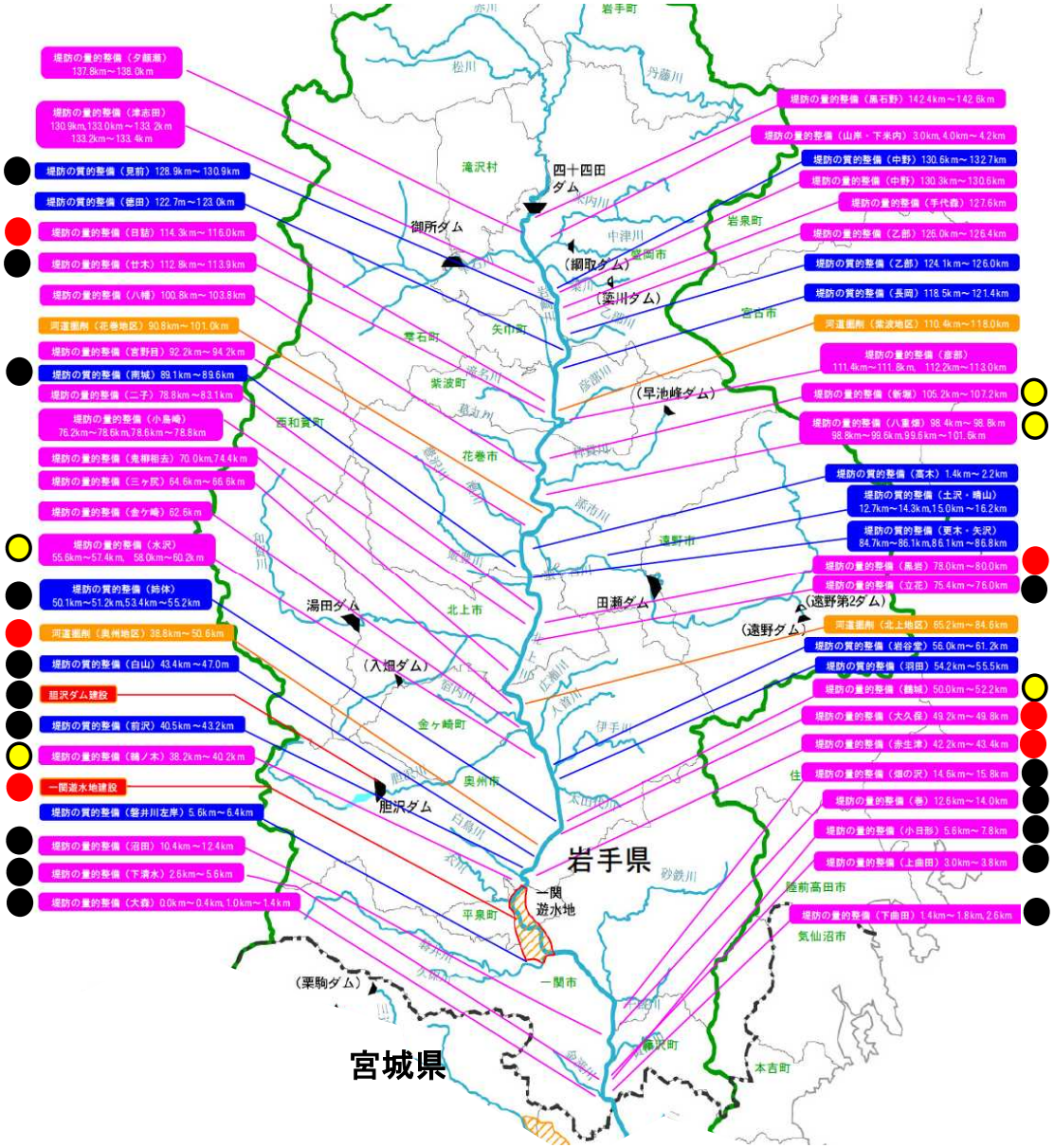
### 平成27年9月（関東・東北豪雨）




全半壊1戸、床上浸水310戸、床下浸水505戸

■　北上川直轄河川改修事業の進捗状況（令和6年度末時点）

## 整備箇所位置図（岩手県側）




## 整備箇所位置図（宮城県側）




●整備完了
●整備中
○ 調査設計中

：堤防の量的整備
：堤防の質的整備
：河道掘削
：一関遊水地、胆沢ダム、分派施設

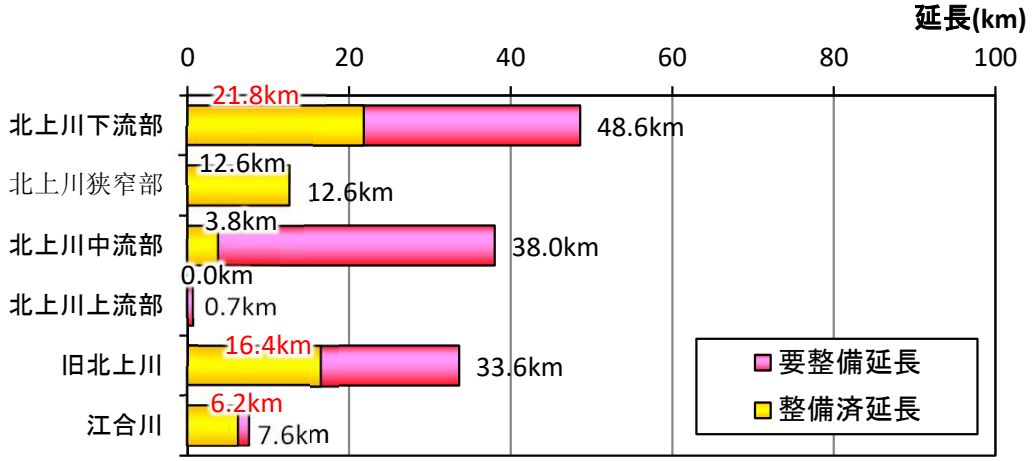
# （２）治水の現状と課題　北上川水系の治水対策の進捗状況

## ■　北上川直轄河川改修事業の進捗状況

○ 北上川水系河川整備計画策定（平成24年11月）から令和6年度末までの整備状況は以下のとおり。

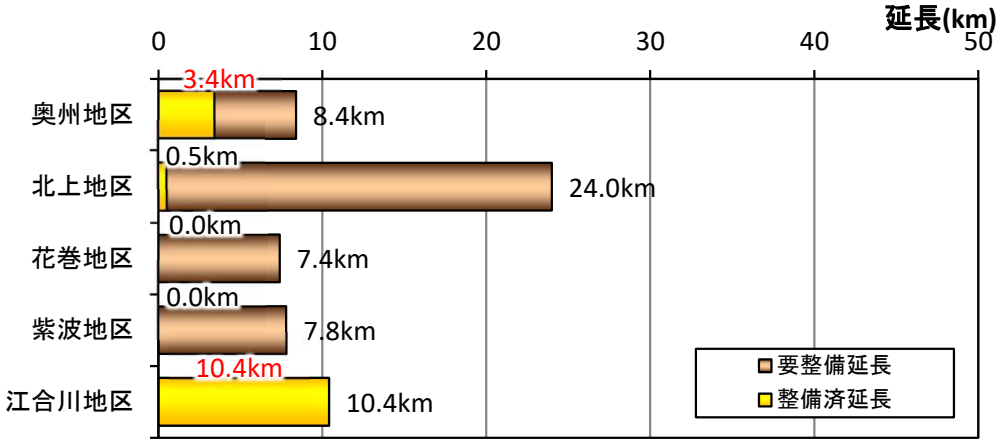
### 堤防の量的整備

全体進捗率　約43%
（60.8/141.1km）




### 河道掘削

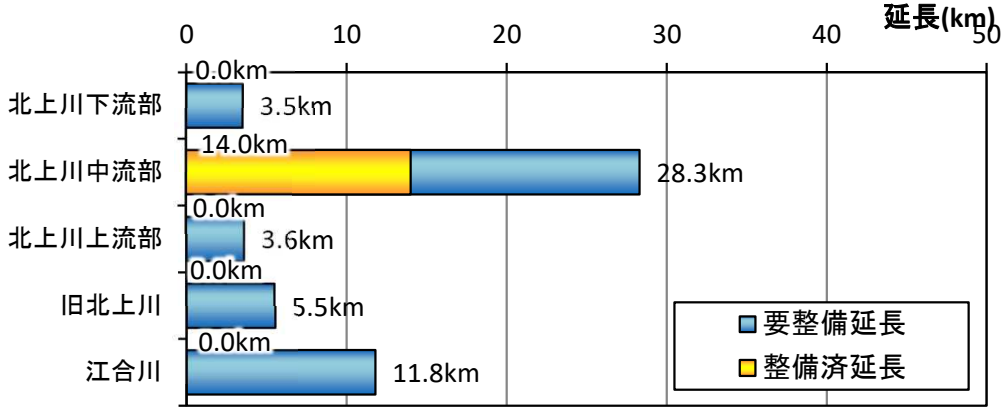
全体進捗率　約25%
（14.3/58.0km）



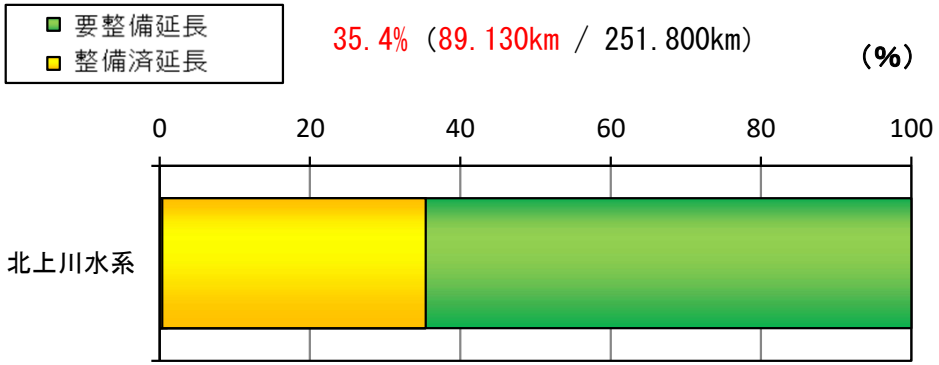

※北上川下流部、北上川狭窄部、北上川上流部、旧北上川に掘削計画はありません。

### 堤防の質的整備

全体進捗率　約27%
（14.0/52.7km）




### 河川改修事業全体



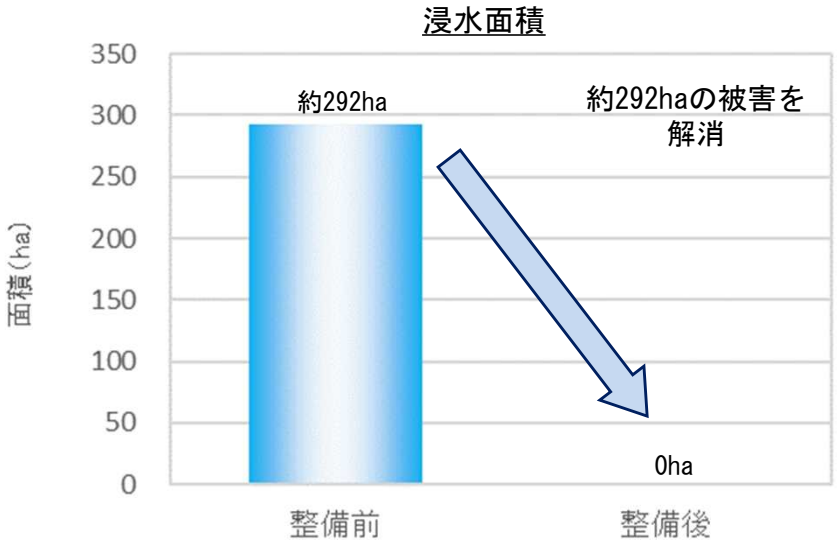

※堤防量的整備、河道掘削、堤防の質的整備延長の合計に対する現在の整備延長

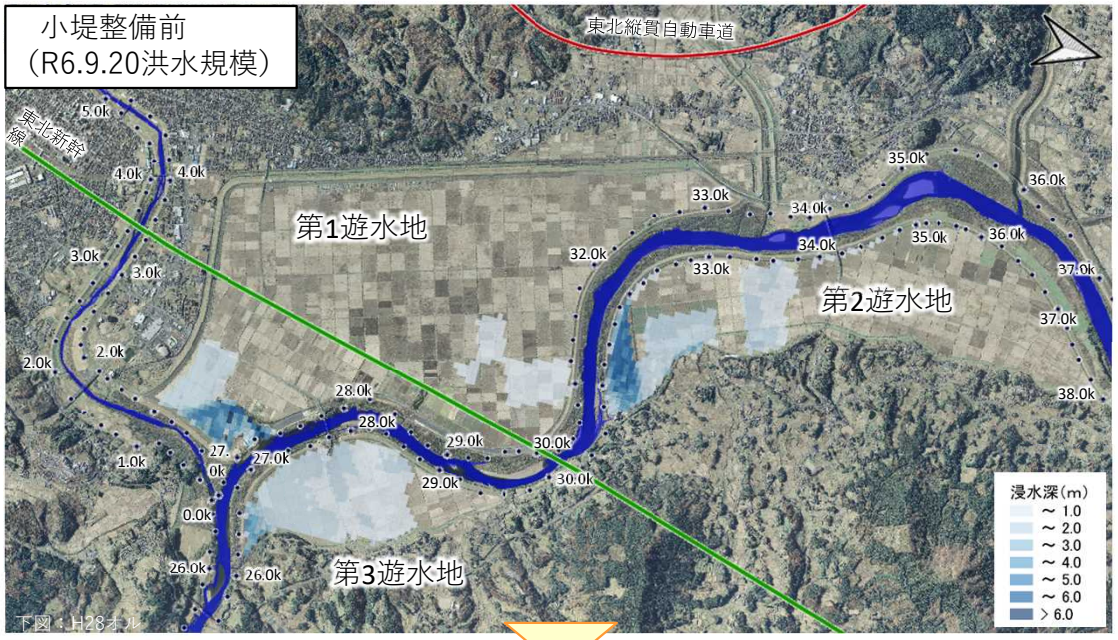
# （２）治水の現状と課題　北上川水系の治水対策の進捗状況（一関遊水地における小堤整備の効果）

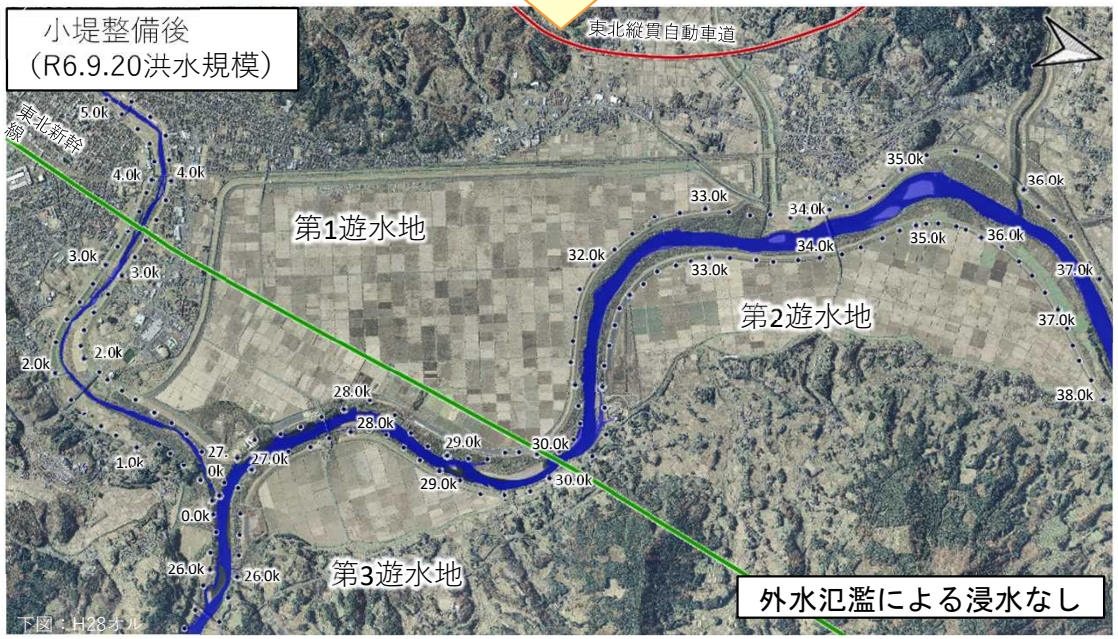


○ 令和6年9月20日洪水では、小堤が未整備の場合、外水氾濫による遊水地内の農地の浸水は約292haと想定されるが、一関遊水地の小堤整備により稲刈り前の農地の浸水が解消されたものと推定される。



# （２）治水の現状と課題　近年の洪水の発生状況



○ 北上川水系河川整備計画の策定（平成24年）から令和6年度末まで約10年が経過し、堤防整備等は約35%まで進捗しているものの、近年は気候変動の影響と考えられる大雨が増加しており、令和2年7月洪水、令和4年7月洪水、令和6年8月洪水においては流域内で被害が発生。

○ このような現状から、現在の整備計画完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれがある。

## 令和２年７月洪水

### 岩手県一関市　一関遊水地




### 岩手県北上市　立花堤防

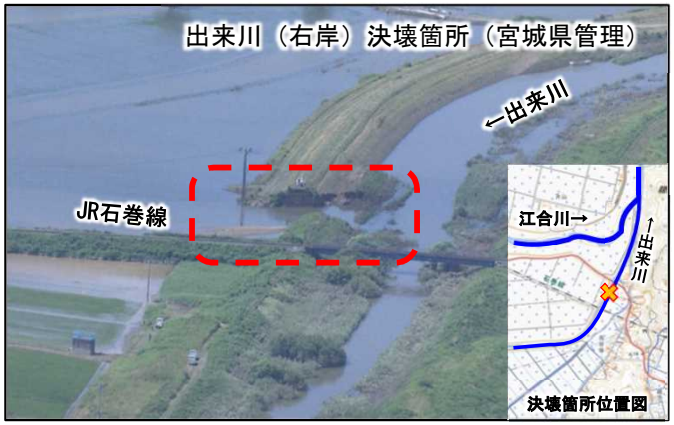



## 令和４年7月洪水

### 宮城県遠田群涌谷町　涌谷大橋付近




### 宮城県遠田郡涌谷町　出来川




## 令和６年８月洪水

### 岩手県盛岡市　下の橋付近




### 岩手県盛岡市　米内川百目木橋付近



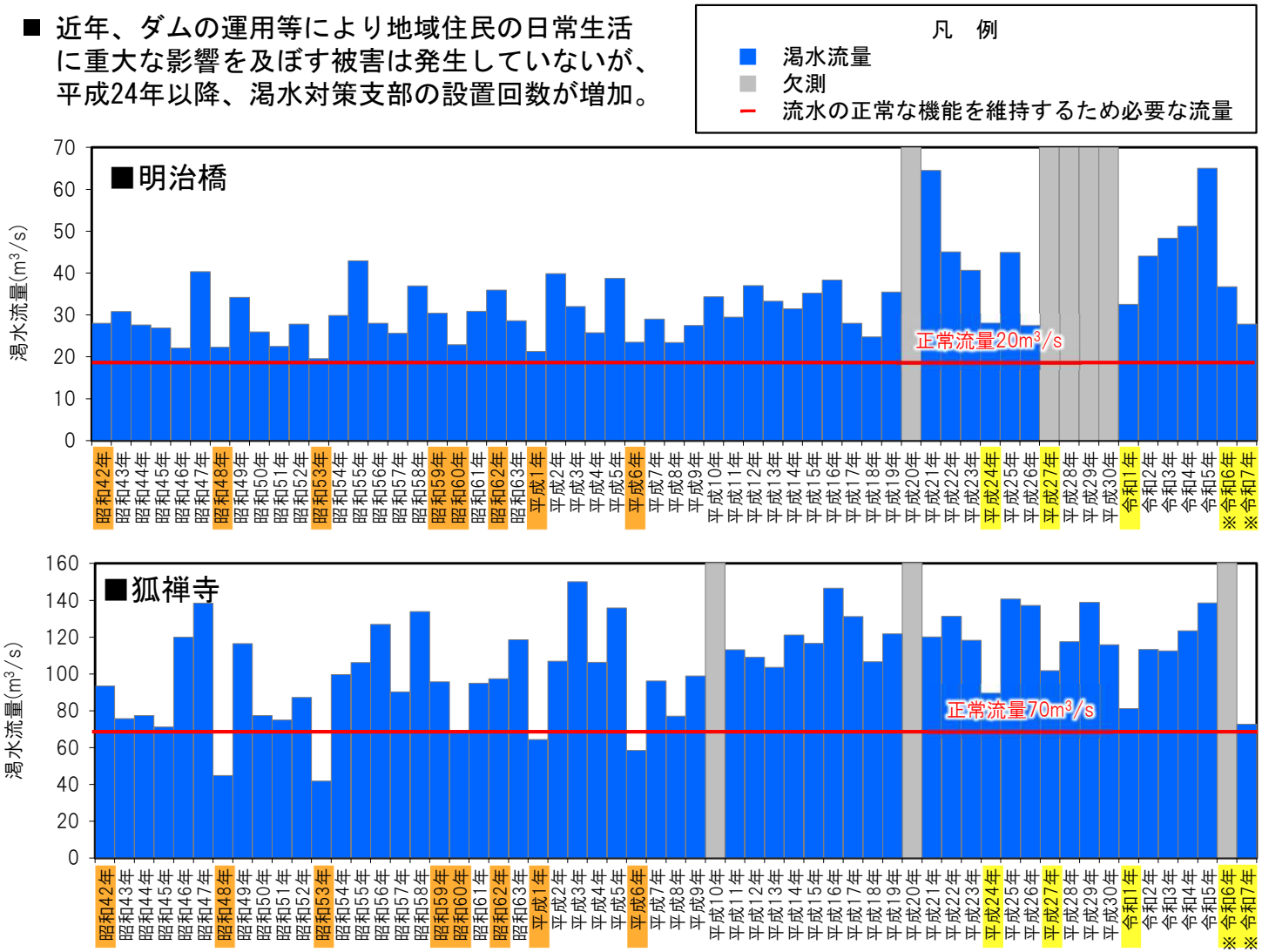
# （3）渇水の発生状況



○ 北上川水系では、花巻市、石巻市等に深刻な被害をもたらした昭和48年異常渇水をはじめ、昭和53年、平成元年及び平成6年等に渇水被害が発生し、農作物、工業用水及び経済活動等に影響を及ぼした。
○ 近年においては、令和元年や令和7年に夏期の小雨傾向等から渇水状態となったが、「北上川上流渇水情報連絡幹事会」「北上川水系（下流）渇水情報連絡会 臨時会」等を開催し、関係機関の相互の情報交換を行い、河川管理者及び水利使用者の連携やダム運用等により、地域住民の日常生活に重大な影響を及ぼすまでには至らなかった。
○ 気候変動の影響により渇水のリスクも高まる可能性があることから、渇水被害軽減のための連携強化が必要である。

## 近年の渇水状況

■ 近年、ダムの運用等により地域住民の日常生活に重大な影響を及ぼす被害は発生していないが、平成24年以降、渇水対策支部の設置回数が増加。




※令和6・7年は速報値であり、今後変更となる可能性がある

## 令和7年渇水対応

胆沢ダムでは、関係者と密接な連携を取りながらダム運用を行い、出穂期において下流域へのかんがい用水を補給。




胆沢ダム貯水池状況（令和7年9月8日）

鳴子ダムでは、最低水位以下に貯留された流水からの補給（異常渇水補給）を行い、大崎耕土へ出穂期のかんがい用水を補給。



鳴子ダムの異常渇水補給状況（令和7年8月8日）

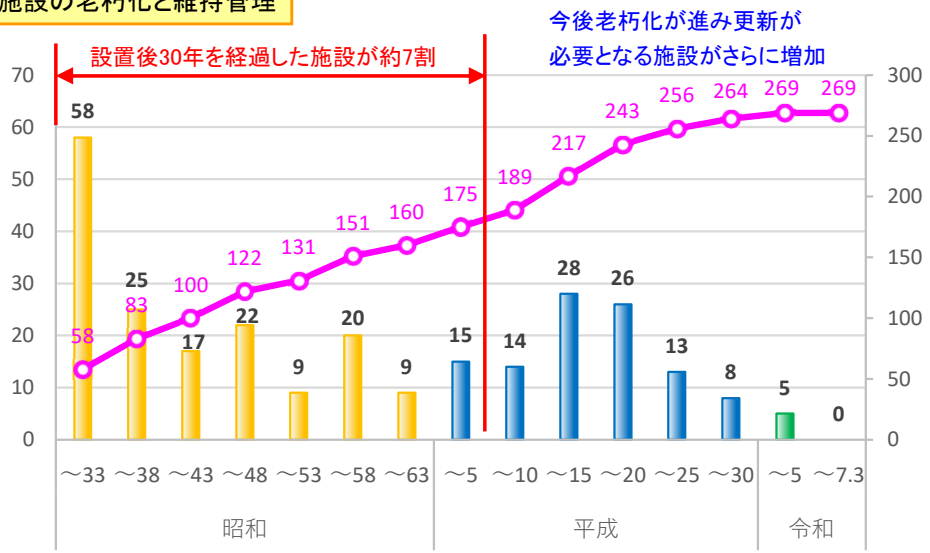
# （4）河川・ダムの維持管理

○ 北上川水系の大臣管理区間の主な河川構造物数は269施設あり、この内、設置後30年以上経過したものは約7割を占める。施設の重要度、老朽化の度合いに応じた効率的な維持・管理や予防保全を進めるなど効率化が必要である。

○ ダムでは洪水・渇水時に所要の機能を発揮するため、電気・通信設備やダム放流設備の維持管理を実施するとともに、ダムのストック効果の最大化に向けた管理の高度化等が必要である。

○ 河道においては、樹木の繁茂等により流下能力を低下しないよう、河道内樹木の伐採や間伐など適切な再繁茂対策などが必要である。

## 河川管理施設の老朽化と維持管理




※平成6度末時点178施設

年代毎の河川管理施設設置数



河川管理施設　堰（北上大堰）



河川管理施設　水門（千厩川水門）



堤防除草



河川管理施設の点検

## ダムの維持管理



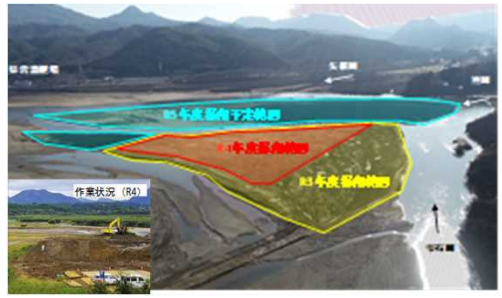
ダム堤体巡視



湖面巡視



放流設備点検




御所ダム堆積土砂管理

## 河道の維持管理







洪水時の流下阻害となる樹木群（左：藤橋上流 右：和賀川合流部）

○「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」の答申（令和2年7月）を踏まえ、国土交通省では気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行うことする。

○ 北上川水系では、流域治水を計画的に推進するため岩手県側で「北上川水系（北上川上流）流域治水協議会」、宮城県側で「鳴瀬川等・北上川下流等流域治水協議会」を設立し、令和3年3月に「北上川水系流域治水プロジェクト」を策定。また、その後、気候変動の影響による降水量の増大に対して、早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による、様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、「北上川水系流域治水プロジェクト2.0」を令和6年3月に策定する。

○ 国、県、市町等が連携して「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策」を実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指す。

## ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大**　集水域
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

**流水の貯留**　河川区域
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上

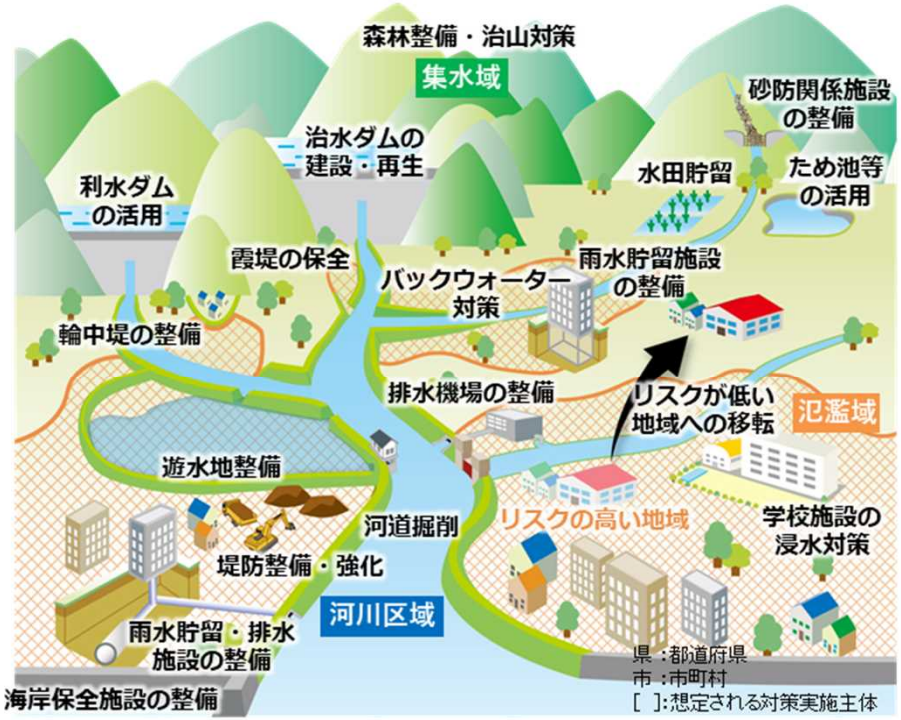
**持続可能な河道の流下能力の維持・向上**
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

**氾濫水を減らす**
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

## ②被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫**
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

**浸水範囲を減らす**　氾濫域
[国・県・市]
二線堤の整備、自然堤防の保全




## ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実**　氾濫域
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

**避難体制を強化する**
[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

**経済被害の最小化**
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

**住まい方の工夫**
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

**被災自治体の支援体制充実**
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

**氾濫水を早く排除する**
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

# （６）生物の生息・生育・繁殖の場としてふさわしい河川整備

**現状**

○ 平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた。

○ 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要である。

河川を取り巻く社会経済情勢等の変化
- 気候変動による影響
- 河川管理施設等の老朽化
- 生産年齢人口の減少や働き方改革

⇩

- ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
- 企業の環境意識の向上
- 流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
- DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

## 今後の河川整備等のあり方

### 河川における取組

**（１）河川環境の目標**

治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開

- 「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
- 河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
- 河川や地域の特性を踏まえた目標の設定　など

**（２）生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出**

蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進

- 調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
- 災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善　など

### 流域における取組

**（１）流域連携・生態系ネットワーク**

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- 流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- 生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- 関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進　など

**（２）流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり**

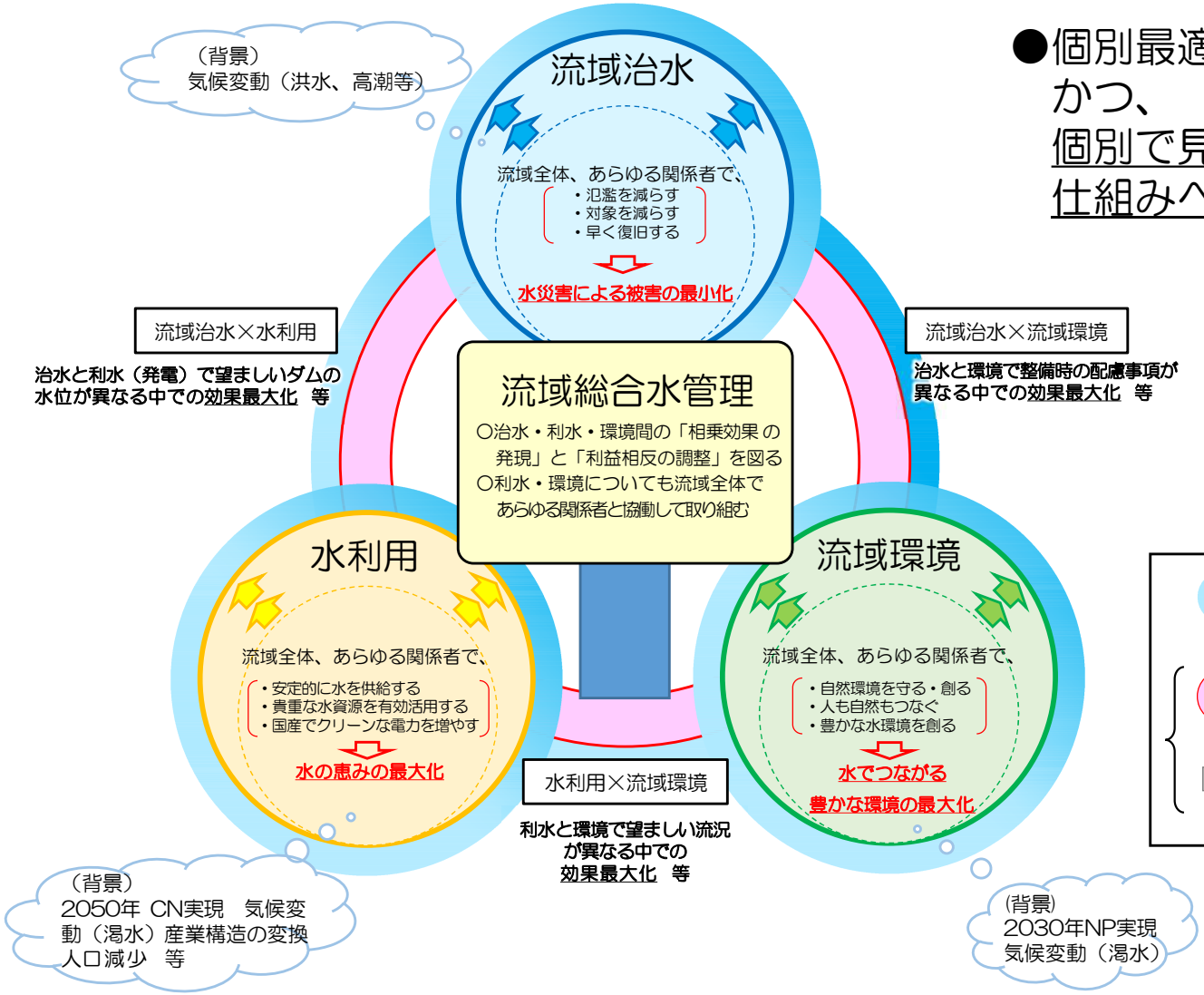
ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- 民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- 利用しやすい環境関連データの整備と情報発信　など

引用元：生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会

# （7）流域総合水管理への展開

○ 水を巡る様々な課題に対応していくため、「国土審議会水資源開発分科会流域総合水管理のあり方検討部会」及び「社会資本整備審議会河川分科会流域総合水管理のあり方検討小委員会」において、令和7年6月に「流域総合水管理のあり方について」答申を公表。
○ 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。




●個別最適から全体最適※へ、
かつ、
個別で見ても今より（少しでも）良くなる仕組みへ

※個別最適から全体最適へのアプローチの例

- 流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む
- 洪水時、渇水時、平時を一体的に捉える
- 流域の複数のダムを一体的に運用する 等

流域総合水管理の範囲

流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」により取組効果を最大化

治水に加え利水・環境の取組についても流域全体であらゆる関係者が協働する取組に発展

# ２．気候変動を踏まえた北上川水系河川整備計画（大臣管理区間）への変更に向けた基本的な考え方について

# 河川整備基本方針と河川整備計画の位置づけ

## 河川整備基本方針

**長期的な河川整備の最終目標**

**○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針**

**○河川の整備の基本となるべき事項**

- 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- 主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針の案の作成

→ 意見聴取 → （一級河川の場合）社会資本整備審議会 / （二級河川の場合）都道府県河川審議会（都道府県河川審議会がある場合）

河川整備基本方針の決定・公表

## 河川整備計画

**河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容（計画対象期間：20年から30年間程度）**

**○河川整備計画の目標に関する事項**

**○河川の整備の実施に関する事項**

- 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川法第16条の2

河川整備計画の案の作成

→ 意見聴取 → 学識経験を有する者

→ 意見を反映させるために必要な措置 → 関係住民

→ 意見聴取 → （一級河川の場合）関係都道府県知事 / （二級河川の場合）関係市町村長

河川整備計画の決定・公表

## 河川工事、河川の維持

■河川法（昭和39年7月10日法律第167号）（抄）

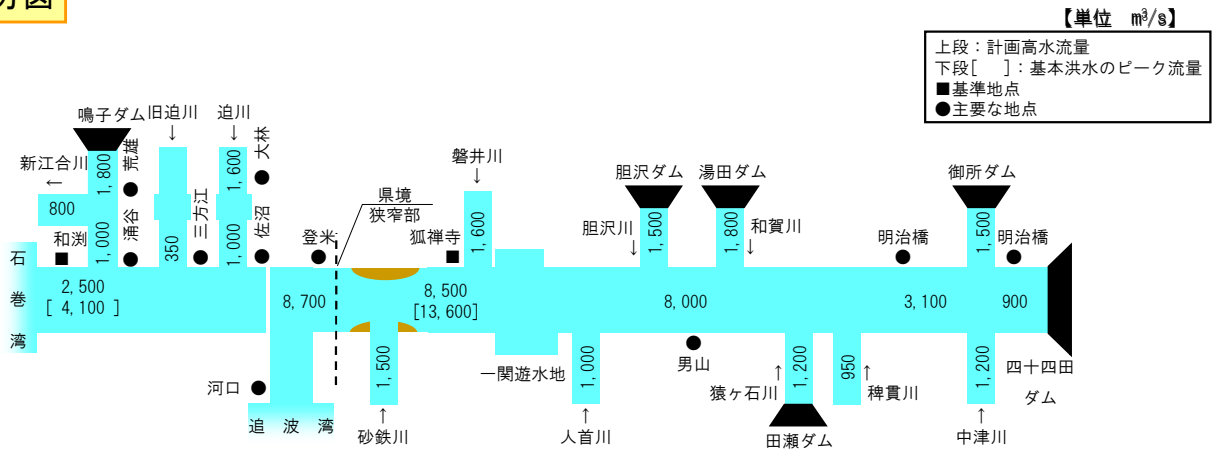
［河川整備基本方針］
第16条（略）
2（略）
3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
4～5（略）
6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

［河川整備計画］
第16条の2（略）
2（略）
3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
4 河川管理者は、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
6（略）
7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

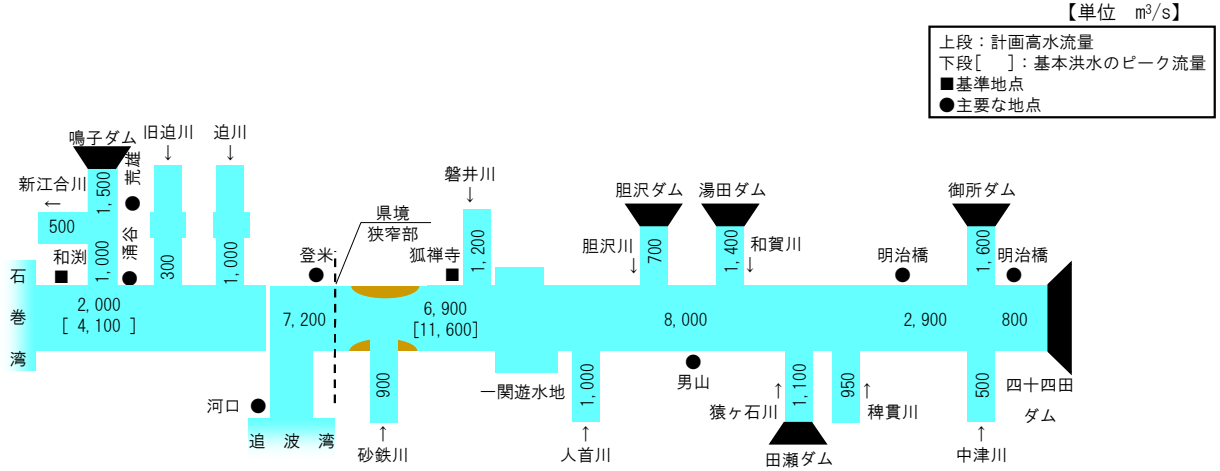
# 河川整備基本方針と河川整備計画の流量配分

○ 北上川水系河川整備基本方針における計画高水流量は、明治橋地点 3,100m³/s、狐禅寺地点 8,500m³/s、和渕地点 2,500m³/sである。
○ 北上川水系河川整備計画における河道配分流量は、明治橋地点 2,900mm³/s、狐禅寺地点 6,900m³/s、和渕 2,000m³/sである。

## 流量配分図

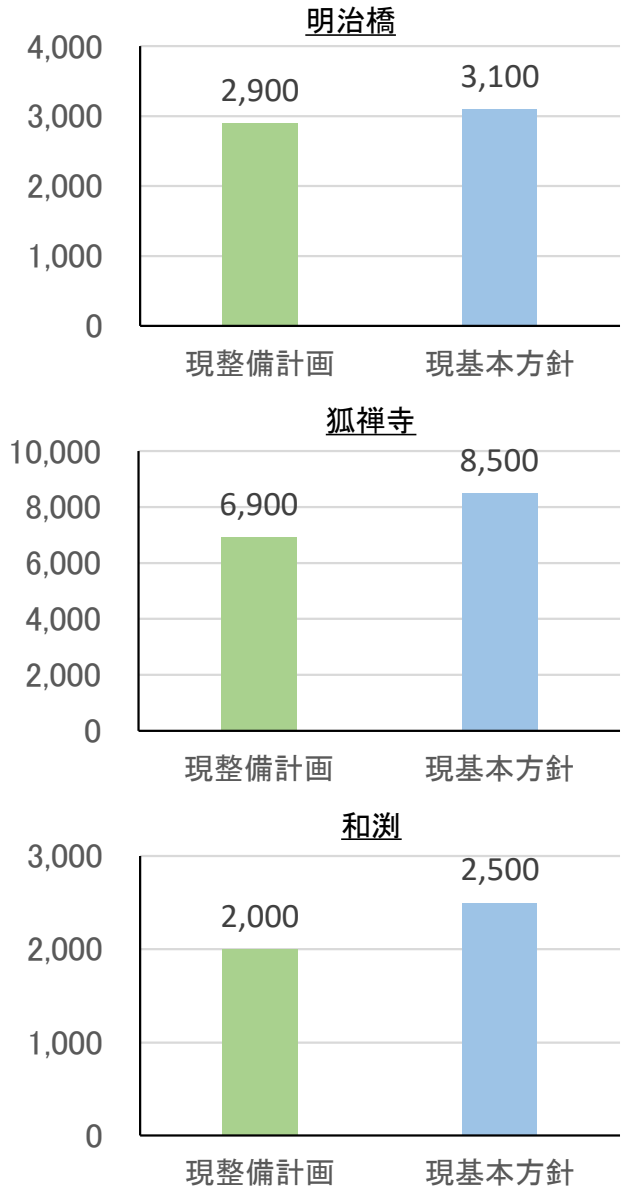



河川整備基本方針（H18.11策定・ H24.11変更）




河川整備計画（H24.11策定、H30.6変更）

## 基準地点等の流量



○「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」の答申（令和2年7月）において、過去の降雨実績に基づく計画から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直す必要性が示されている。

**これまで**

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、**過去の降雨、潮位などに基づいて**作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

## 気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

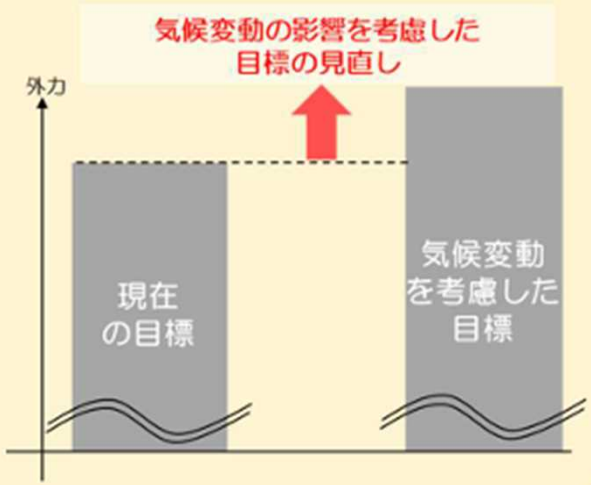
※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ（パリ協定が目標としているもの）

| 気候変動シナリオ | 降雨量（河川整備の基本とする洪水規模（1/100等） |
|---|---|
| 2℃上昇相当 | 約1．1倍 |

降雨量が約1．1倍となった場合

| 全国の平均的な傾向【試算結果】 | 流量 | 洪水発生頻度 |
|---|---|---|
| | 約1．2倍 | 約2倍 |

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



# 河道と洪水調節施設等の配分流量図 変更（案）

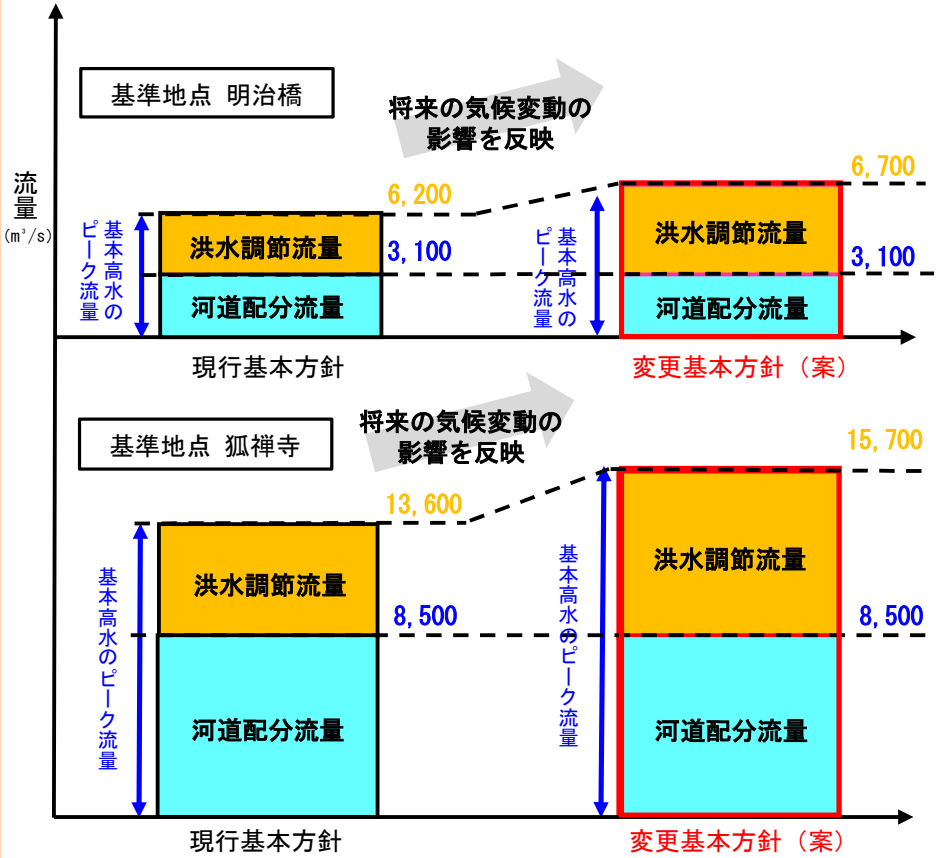


○ 北上川の基準地点明治橋では、気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量6,700m³/sを、洪水調節施設等により調節し、河道への配分流量を3,100m³/sとする。主要な地点における河道への配分流量は、館坂橋900m³/sとする。

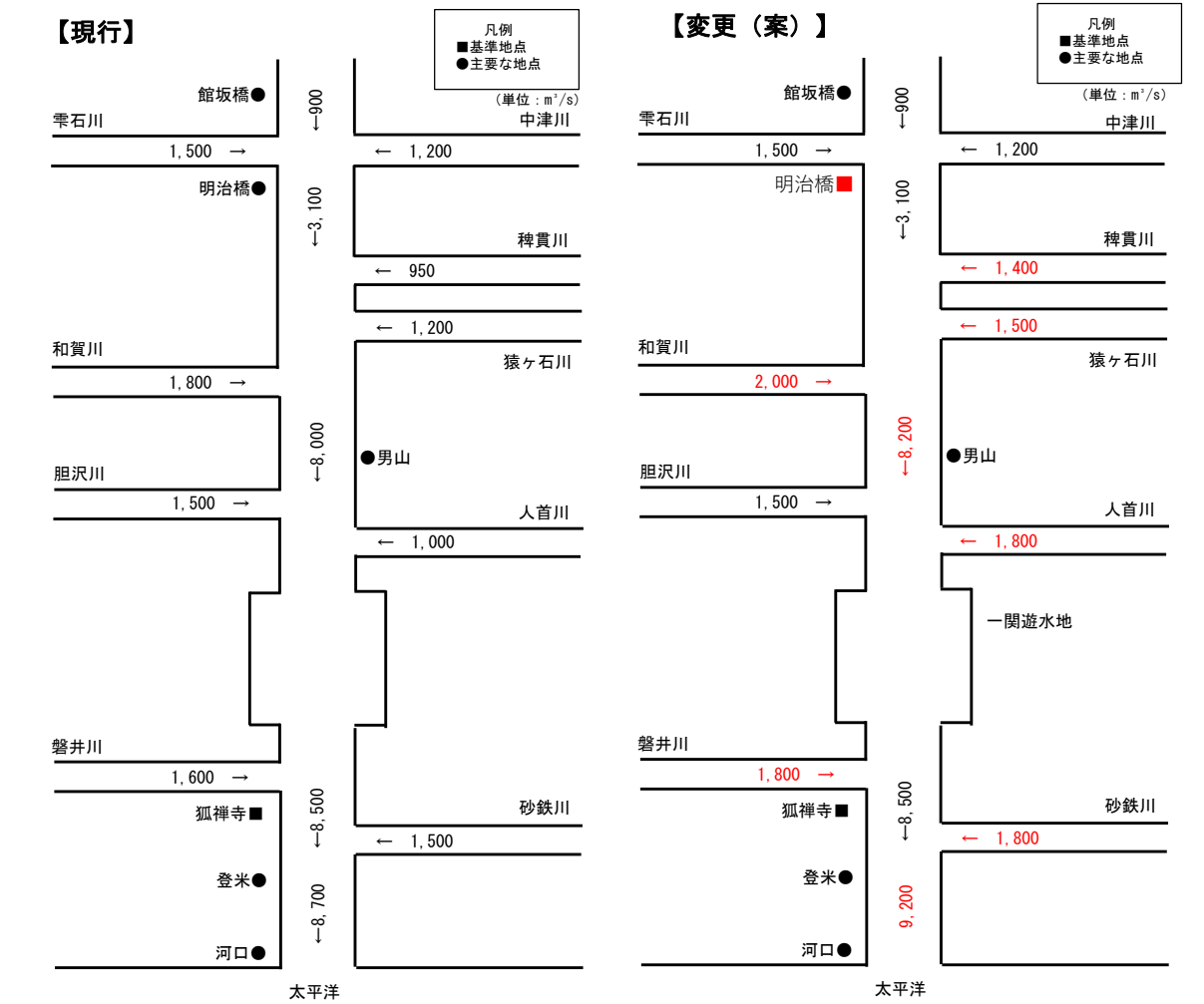
○ 北上川の基準地点狐禅寺では、気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量15,700m³/sを、洪水調節施設等により調節し、河道への配分流量を8,500m³/sとする。主要な地点における河道への配分流量は、男山8,200m³/s、登米及び河口9,200m³/sとする。

## 河道と洪水調節施設等の配分流量

■ 洪水調節施設等による調節流量については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的な取組状況を踏まえ、基準地点のみならず流域全体の治水安全度向上のため、具体的な施設計画等を今後検討していく。




## 河川整備基本方針の計画流量配分図




| 基準点 | 基本高水のピーク流量（m³/s） | 洪水調節施設等による調節流量（m³/s） | 河道への配分流量（m³/s） |
|---|---|---|---|
| （明治橋） | （ 6,200） | （3,100） | （3,100） |
| 狐禅寺 | 13,600 | 5,100 | 8,500 |

| 基準点 | 基本高水のピーク流量（m³/s） | 洪水調節施設等による調節流量（m³/s） | 河道への配分流量（m³/s） |
|---|---|---|---|
| 明治橋 | 6,700 | 3,600 | 3,100 |
| 狐禅寺 | 15,700 | 7,200 | 8,500 |

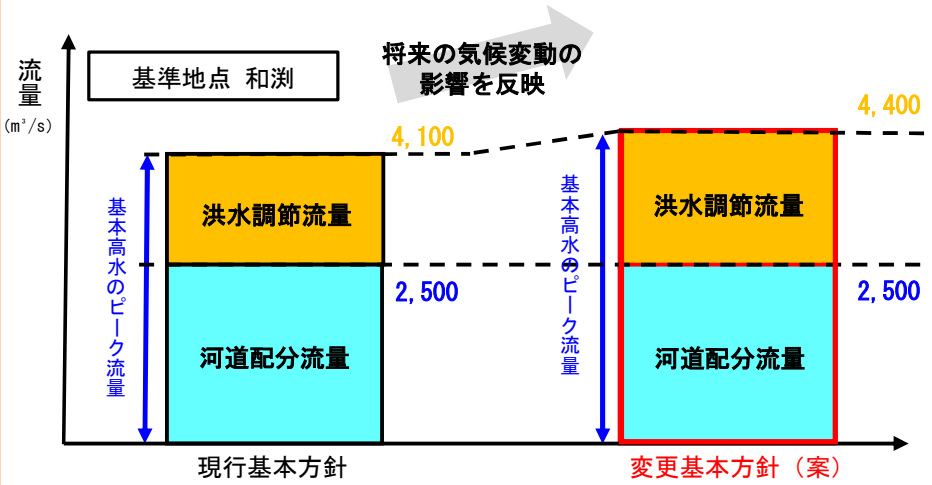
# 河道と洪水調節施設等の配分流量図 変更（案）

第154回　河川整備基本方針検討小委員会より　北上川水系

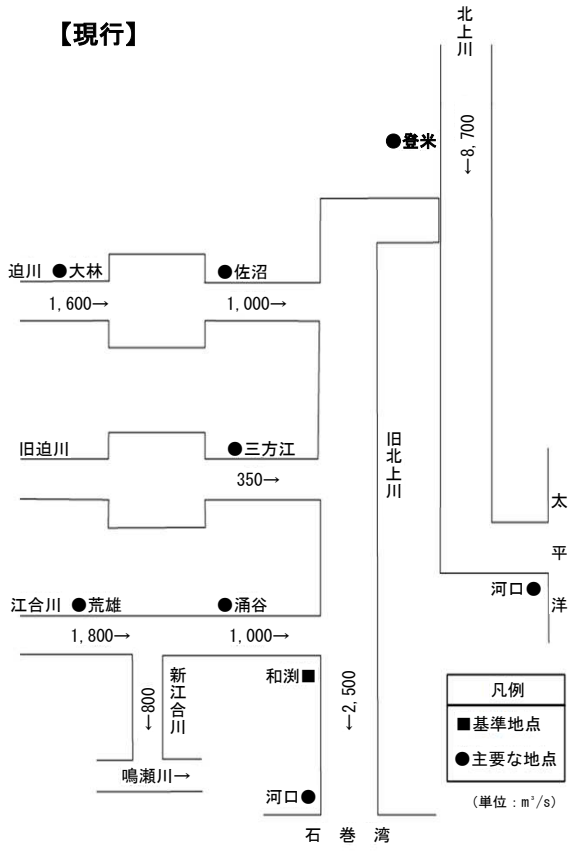
○　旧北上川の基準地点和渕では、気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量4,400m³/sを、洪水調節施設等により調節し、河道への配分流量を2,500m³/sとする。主要な地点における河道への配分流量は、河口2,500m³/sとする。

## 河道と洪水調節施設等の配分流量

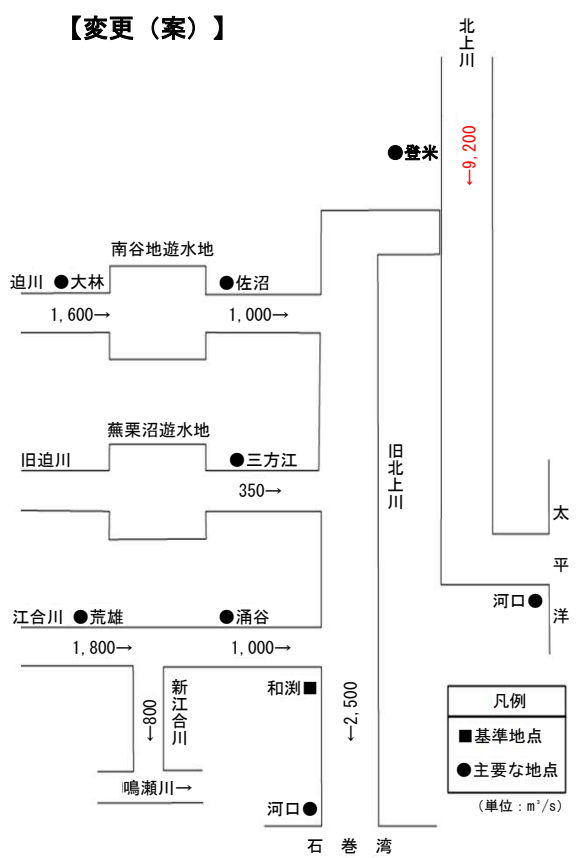
■ 洪水調節施設等による調節流量については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的な取組状況を踏まえ、基準地点のみならず流域全体の治水安全度向上のため、具体的な施設計画等を今後検討していく。




## 河川整備基本方針の計画流量配分図




| 基準点 | 基本高水のピーク流量 (m³/s) | 洪水調節施設等による調節流量 (m³/s) | 河道への配分流量 (m³/s) |
|---|---|---|---|
| 和渕 | 4,100 | 1,600 | 2,500 |



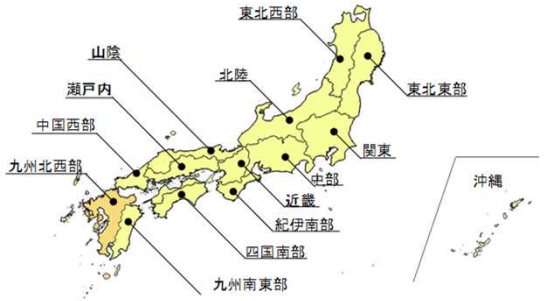

| 基準点 | 基本高水のピーク流量 (m³/s) | 洪水調節施設等による調節流量 (m³/s) | 河道への配分流量 (m³/s) |
|---|---|---|---|
| 和渕 | 4,400 | 1,900 | 2,500 |

北上川水系河川整備基本方針
（平成18年11月策定）

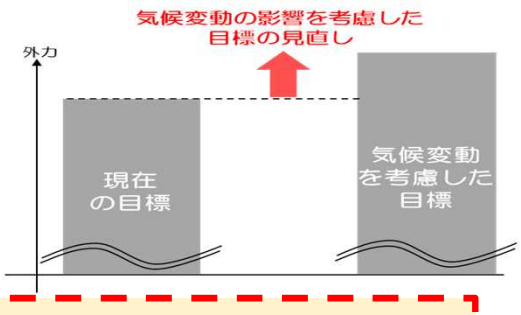
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、津波により甚大な被害を生じるとともに、広域的な地盤沈下が発生したことを考慮

北上川水系河川整備基本方針
（平成24年11月変更）

◂気候変動を踏まえた計画へ変更




| 気候変動<br>シナリオ | 降雨量<br>（河川整備の基本とする洪水規模） |
|---|---|
| 2℃上昇相当 | 約１．１倍 |




社会資本整備審議会において進められる予定

北上川水系河川整備基本方針
（変更に向けて審議中）

平成20年6月14日　岩手・宮城内陸地震発生
平成23年3月11日　東日本大震災発生

北上川水系河川整備計画（平成24年11月策定）

平成25年8月洪水、平成25年9月洪水の発生

北上川水系河川整備計画（平成30年 6月変更）

令和2年7月洪水、令和4年7月洪水及び令和6年8月洪水の発生等により、北上川流域内の各地で被害が発生。

令和7年の記録的な高温・小雨など、渇水による社会経済活動への影響拡大の懸念。

流域治水の推進、多自然川づくり・生態系ネットワークの推進など、社会情勢の変化による対応。

**北上川水系河川整備計画(H30)の点検結果**

治水対策 ➢ 気候変動を考慮した上で、更なる防災・減災の対策が必要（流域治水・ソフト対策含む）

河川環境 ➢ 多自然川づくりを一層推進するため、河川環境の目標を明確にし、生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出等が必要

水管理・維持管理 ➢ 流域全体であらゆる関係者が協働し、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組みが必要（流域総合水管理）

➢ 施設の機能を確保するため、更なる効率化・高度化等が必要

**北上川水系河川整備計画の変更を目指す**